

表2

問寒別へき地保育所 保育料徴収基準額表			
各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分			
階層区分	定義	3歳未満児 保育料(月額)	
A	生活保護法による被保護世帯	0	
B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月まで)にあっては、前年度分。以下同じ)の町民税非課税世帯	0	
C	A階層を除き、当該年度分の町民税課税世帯のうち、調整後所得割課税額が次の区分に該当するもの	48,600円未満	6,600
		48,600円以上 97,000円未満	10,500
		97,000円以上 169,000円未満	11,300
		169,000円以上	12,900

・3歳未満児保育料は保育所を同時に利用する最年長から順に、2人目以降は基準額の半額



問寒別へき地保育所の様子



認定こども園の様子



### 問寒別へき地保育所

について

- ・ 時間外保育(延長保育) 料金 15分毎につき 80円
- ・ 一時預かり等保育料金 1時間毎につき 300円

- ・ 定員 30名
  - ・ 対象 小学校入学前のお子さん。ただし、2歳未満児を除く
  - ・ 入所事由 保護者の就労などにより家庭で保育できない場合。3歳以上児については集団生活の経験をさせたいなどの場合
  - ・ 時間 8時〜15時30分(月〜金曜)
- ※延長希望の方は17時15分まで

- ・ 休所日…土曜日・日曜日、国民の祝日、年末年始
- ・ 入所申込み 様式は問寒別へき地保育所にあります。または、幌延町ホームページからPDF(へき地保育所入所申込書)を印刷してご使用ください。入所事由により就労などの証明書類を添えて、問寒別へき地保育所に提出してください。

### 保育料及び保護者負担金について

(1) 3歳〜5歳の保育料は令和元年10月から無償化となっております。ただし、実費徴収として、おやつ代(月額700円)・行

- ・ 食事(1回240円)および教材費(月額1,140円)の保護者負担金があります。
- (2) 3歳未満児は表2の保育料徴収基準額となっております。

認定こども園、問寒別へき地保育所についてのお問い合わせは、認定こども園(5-11254)でお受けしています。